

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成26年12月12日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「自動車等運転免許更新処分に係る異議申し立てについて、他都道府県警察（都道府県公安委員会）からの照会があった内容及びそれに対する回答（平成26年4月～11月受付、回答分）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成27年1月23日、実施機関は、本件開示請求の一部について、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

- ア 交通違反に係る関係書類の送付について（依頼）
- イ 交通違反に係る調査依頼の回答案の作成について（伺）

（2）開示しない部分

- ア 決裁枠の印影の一部、関係職員の氏名の一部
- イ 交通違反に係る関係書類の送付について（依頼）の一部
- ウ 警察電話内線番号の一部
- エ 交通違反に係る関係書類の送付について（依頼）の添付資料
- オ 起案用紙の起案文の一部
- カ 不服申し立てに対する意見書及び添付資料の一部

（3）開示しない理由

- ア （2）のア
条例第7条第2号に該当
特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官の指名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。
- イ （2）のイ

条例第7条第2号に該当

道路交通法違反の調査に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

ウ （2）のウ

条例第7条第6号に該当

担当者個人に割り当てられた番号であり、公にすることにより、警察内部における情報通信業務が妨げられるなど、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

エ （2）のエ

条例第7条第2号に該当

不服申立てに関する情報であり、特定の個人を識別することができるため（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当

不服申立てに関する情報であり、開示することにより、申立人が公になることを懸念して詳細かつ率直な申述をちゅうちょするなどし、正確な事実関係の把握等が困難になり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

オ （2）のオ

条例第7条第2号に該当

道路交通法違反の調査に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

カ （2）のカ

条例第7条第2号に該当

不服申立てに関する情報であり、特定の個人を識別することができるため（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

条例第7条第4号に該当

道路交通法違反事件捜査に関する情報であり、開示することにより、交通違反の助長又は誘発につながるおそれがあるほか、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当

交通指導取締りに関する情報であり、開示することにより、将来交通指導取締りの目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるなど、

当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

警察官による事案の調査内容に関する情報であり、開示することにより、今後、詳細な調査結果の記載をちゅうちょするなど、不服申立てに関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求

審査請求人は、平成27年1月28日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、原処分を取り消し、奈良県情報公開条例第7条第2号を適用したもののうち、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」ことを理由として非開示とした部分並びに同条第4号及び第6号（警察電話内線番号を除く。）を適用した部分（以下「本件不開示情報」という。）を開示するとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

なお、その他の不開示部分は審査請求の対象とはなっていない。

4 諮問

平成27年2月12日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、奈良県情報公開条例第7条第2号を適用したもののうち、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」ことを理由として非開示とした部分並びに同条第4号及び第6号（警察電話内線番号を除く。）を適用した部分を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求に係る文書は、運転免許更新処分についての行政不服審査法に基づく不服申立ての手続きであり、行政機関が行う準司法的手続きである。

よって、裁判の公開原則に倣い行政不服審査法に基づく不服申立ての手続きを一般に公開し、処分が公正に行われることを制度として保障し、国民の行政救済措置に関する信頼を確保すべきである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 不開示とした理由

(1) 本件対象文書について

審査請求人の開示請求の内容は「自動車等運転免許更新処分に係る異議申し立てについて、他都道府県警察（都道府県公安委員会）からの照会があった内容及びそれに対する回答（平成26年4月～11月受付、回答分）」であったことから、審査請求人が求める行政文書は、奈良県外に居住する者が、運転免許証を更新した際に不服を申立てたことにより、住居地を管轄する都道府県警察から、奈良県内での交通違反等の状況を確認するために送付された照会文書及び実施機関が作成した回答書の起案文書と認められた。

よって、交通違反取締りに関する事務を所掌する交通指導課以下17所属を特定し、当該行政文書の有無を確認したところ、高田警察署のみ、照会文書及び意見書を保有していたことから、高田警察署以外の所属については当該行政文書を保有していないとして条例第11条第2項の規定に基づき不開示決定を行い、高田警察署については上記文書を特定した上で、本件処分を行ったものである。

(2) 条例第7条第2号該当性について

審査請求人は条例第7条第2号を適用して不開示としたもののうち、警部補以下の警察官の氏名、自動車等運転免許更新に係る処分の異議申立人の情報等、特定の個人を識別できるものについては開示を求めていることから、これら説明については省略し、それ以外の部分について以下説明する。

(1) で説明したとおり、本件処分は高田警察署のみが一部開示決定を行っており、また、対象文書の名称から、高田警察署内での交通違反に関する情報であることが明白なうえ、審査請求人が対象期間について「平成26年4月～11月受付、回答分」としていることから、その件数はおのずと限定される。

よって、照会文書に記載されている不服申立ての内容の一部及び添付資料の一部並びに意見書の起案用紙の一部、起案文に記載されている不服申立ての概要の一部及び交通違反に係る事務概要等の内容の一部は、特定の個人を識別することはできないが、これらの情報を公にすることにより、違反者にとって一般には知られたくない交通違反や不服申立ての事実が公になることとなり、なお個人の権利利益を侵害するおそれがある。

(3) 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号に該当するとして不開示とした部分には、不服申立てに係る交通違反を告知するに至った経過等が具体的に記載されている。

その内容は交通取締りに係る捜査の手法、技術、体制等であり、これらの情報を公にすると、活動内容を分析し、取締りを逃れるための対抗措置をとられ、

- ・交通違反を不当に免れる危険運転を誘発し又は助長するおそれ
- ・検挙の対象とならない交通違反が増加するおそれ

など、犯罪の予防、捜査に影響を与え、その結果、道路交通における公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすこととなる。

(4) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号に該当するとして不開示とした部分には、不服申立てやその調査に関する具体的な事実が記載されている。

警察に対する不服申立ては、一人一人様々な考えや事情があり、逡巡した末に申

立てを行う人もいる。不服申立ての日時やその内容などの一部が明らかになることによって、警察へ不服申立てを行った事案が公となり、とりわけその内容が交通違反等不法行為と思料される事案である場合、不服申立てを行った者が不当な圧力を受け、さらには社会的差別を受ける等、その権利利益が著しく侵害されるおそれがある。

また、こうした不服申立ての情報が公開されることにより、今後不服申立てを行おうとする者が、自分の不服申立ても公になるのではないかといった不安を抱いて、具体的な供述をしなかったり、申立て自体をためらうことも懸念される。

さらに、不服申立ての調査に関する具体的な事実が公開されることになると、今後担当者は詳細な記述をすることが困難になり、もって裁決の判断材料となる重要な情報を得られなくなるなど、行政の適正な運営に支障をおよぼすおそれがあると判断する。

なお、判例によれば、事実関係等に関する調査結果ないしその要旨は、本人及び関係者からの事情聴取を中心とする調査によって得られた情報に基づいて構成されているものであって、かかる調査結果ないし、その要旨を開示すれば、たとえ、だれがいかなる供述をしたかを明らかにしなくとも、その聴取内容等が秘密にされるとの前提で事情聴取に応じた本人及び関係者の信頼を裏切ることになるといわざるを得ないとし、さらに事実関係等に関する調査結果又はその要旨は、職員の身分取扱いに関する情報であって、開示すると将来の同種の処分関係事務の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあり、また、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められると示されている。（東京地裁判決 平成10年1月12日 平成9年（行ウ）219号公文書非開示決定取消請求事件）

（5）審査請求理由について

審査請求人は、当該文書の性格を「本件開示請求に係る文書は、運転免許更新処分についての行政不服審査法に基づく不服申立ての手続きであり、行政機関が行う準司法的手続きである」とし、「裁判の公開原則に倣い行政不服審査法に基づく不服申立ての手続きを一般に公開せよ」との審査請求理由を述べている。

しかし、

- ・運転免許の更新に伴う処分と情報公開請求に係る処分はそれぞれ独立した制度に基づく手続であり相容れないこと
- ・運転免許の更新に係る不服申立ての手続は、住居地を管轄する都道府県で行われており、実施機関はその手続には関与していないこと
- ・条例に定める開示請求権制度は、何人に対しても等しくその権利を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用目的等の個別的事情を問わないものであること
- ・開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について、利害関係を有しているかなどの個別的事情は考慮されないこと

などから、審査請求人の主張は、当該行政文書の開示、不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

（6）その他

審査請求人は不服申立ての手続を一般に公開すべきと主張するが、前項で説明のとおり、本件照会文書及び意見書は、不服申立てを受理した都道府県からの依頼に

より取得又は作成されているものであり、実施機関では手続の全容はわからない。

また、情報公開制度では、個人情報の開示には限界があり、かつ、本件対象文書はその性質上、個人情報とその他の不開示情報が密接に絡み合っていることから、本件処分となったものである。

審査請求人は対象文書を閲覧等しておらず開示請求の真意は不明であるが、仮に本件処分に係る行政文書が審査請求人本人に関する情報であると判断した上で、自身の運転免許更新に係る処分が公正な手続で行われているか否かを確認したいのであれば、不服を申立てた都道府県警察に対して個人情報の開示請求を行うべきである。

なお、前述のとおり、審査請求人は本件対象文書を閲覧等しないまま不服申立てをしている。

よって、記載内容について具体的な説明を行うと審査請求人が承知していない内容を説明することとなるので、本理由説明書では条例第7条各号の該当性について、具体的な説明は行わない。

2 結語

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当なものであり、審査庁である公安委員会としては、本件決定について原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、奈良県外に居住する者が、運転免許証を更新した際に異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行ったことにより、平成26年4月から同年11月までの間において、住居地を管轄する都道府県警察から、奈良県内での交通違反等の状況を確認するために送付された照会文書及び実施機関が作成した回答案の起案文書であり、高田警察署が保有していたものである。

本件行政文書のうち、他都道府県警察からの照会文書については、本件異議申立て事案に係る参考書類として、本件異議申立てを行った者（以下「本件異議申立人」という。）が提出した異議申立書、交通違反の告知票、裁決書及び道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）の運用に係る通知文書が、実施機関が作成した起案文書については、回答案及び異議申立てに係る交通違反の資料が添付されている。

これらの文書には、本件異議申立人の情報として処分年月日、処分の内容、免許交付日、氏名、本籍、住所、電話番号、生年月日、職業、登録（車両）番号並びに交通違反の日時、場所、違反の内容及び同乗者の情報、切符番号、免許証番号、運転免許交付処分の処分庁及び異議申立ての相手先が記載されている。

3 本件決定の妥当性について

(1) 本件不開示情報について

実施機関は、「交通違反に係る関係書類の送付について（依頼）の一部」及び「起案用紙の起案文の一部」について条例第7条第2号に、「交通違反に係る関係書類の送付について（依頼）の添付資料」について条例第7条第2号及び第6号に、「不服申立てに対する意見書及び添付資料の一部」について条例第7条第2号、第4号及び第6号に該当するとして不開示にしているのに対し、審査請求人は実施機関が条例第7条第2号を適用したもののうち、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」ことを理由として不開示とした部分並びに同条第4号及び第6号（警察電話内線番号を除く。）を適用した部分の開示を求めている。

(2) 条例第7条第2号、第4号及び第6号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

同条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示とする旨規定している。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

(3) 不開示情報該当性について

ア 「交通違反に係る関係書類の送付について（依頼）の一部」及び「起案用紙の起案文の一部」について

「交通違反に係る関係書類の送付について（依頼）の一部」及び「起案用紙の起案文の一部」について、諮問実施機関は条例第7条第2号に該当すると主張しているのに対し、審査請求人は同号後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」ことを理由として不開示とした部分の開示を求めているため、以下検討する。

審査請求の対象となっている情報は、「交通違反に係る関係書類の送付について（依頼）の一部」については、本件異議申立てに係る運転免許証交付処分（以下「本件処分」という。）の年月日（以下「処分年月日」という。）及び本件処分の内容であり、また、「起案用紙の起案文の一部」については、本件処分を行った処分庁及び本件異議申立ての相手先である。

本件開示請求は、本件行政文書の保有・作成期間を平成26年4月から同年11月までに区切って行われたものであるが、当該期間において、本件開示請求に該当する事案は高田警察署における1件のみであったことから、本件行政文書に記載された処分年月日及び本件処分の内容については、本件異議申立人であれば、自らが行った異議申立てであることが分かることと認められる。また、処分の内容については、特定の個人を識別することはできないが、異議申立てを行った理由が分かる記述であり、当該理由は、通常、異議申立人が他人に知られたいくない情報であると認められることから、条例第7条第2号後段に該当する。

また、本件処分を行った処分庁及び異議申立ての相手先についても、請求対象文書の時期及び件数と照合することで、当事者が自己の情報が開示されていることを了知するなど、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあると考えられ、条例第7条第2号後段に該当する。

イ 交通違反に係る関係書類の送付について（依頼）の添付資料について

交通違反に係る関係書類の送付について（依頼）の添付資料について、諮問実施機関は、条例第7条第2号及び第6号に該当すると主張しているため、以下検討する。

当該添付資料の内容は、本件異議申立人が提出した異議申立書、交通違反の告知票、裁決書及び道交法の運用に係る文書である。

これらの文書は、本件異議申立人から住居地の都道府県公安委員会に提出されたもので、その全体が個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものである。また、当該情報は、前述のとおり、異議申立てを行った理由が分かるものであることから、条例第7条第2号前段及び後段に該当する。

そして、交通違反処分に係る審査請求の審議は非公開とされていることから、同号ただし書きアには該当せず、さらに、イ及びウに該当しないことは明白である。

また、諮問実施機関は、異議申立てに関する情報を公にすることが前提となると、今後、異議申立て等を行おうとする者が異議申立て等を行うことをちゅうちょし、実施機関の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある旨主張している。

当該行政文書は、自動車運転免許処分に対する不服申立てに係る他都道府県か

らの意見照会に添付されていた異議申立書及び添付書類であり、不服申立事務に係る文書であることから、条例第7条第6号本文に該当する。

一般に、実施機関に対する異議申立ては、実施機関の職務の性質上、申立者に個人に対する実施機関の処分に係る係争であって、それ自体が申立者自身の利害、社会的評価、人格と密接に関わる機微な情報であると考えられる。このような不服申立てに関する情報の性質を考慮すると、申立者は異議申立て等に関する情報は公にされないものと期待していると考えられることから、当該情報を公にすることにより申立者との信頼関係が損なわれることになり、今後、実施機関に対し不服申立て等を行おうとする者が、不服申立て等を行うことをちゅうちょすることが予想される。

また、一般に、審査請求に係る事案の審議は、条例第7条各号の不開示情報を扱うことから非公開により行われている。このため、都道府県公安委員会の判断の過程に係る文書を開示することとなると、審議の具体的内容やその適否について個々の委員等に対して個別に働きかけが行われることが推測されるなど、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

これらのことから、交通違反に係る関係書類の送付について（依頼）の添付資料については、条例第7条第2号及び第6号に該当する。

ウ 不服申立てに対する意見書及び添付資料の一部について

諮問実施機関が、条例第7条第2号、第4号及び第6号に該当すると主張している異議申立てに対する意見書及び添付資料の一部について、以下検討する。

これらは他都道府県警察からの照会に対する回答としての意見書の案及び不服申立てに係る交通違反（以下「本件交通違反」という。）の資料であり、不服申立人の情報として処分年月日、処分の内容、免許交付日、氏名、本籍、住所、電話番号、生年月日、職業、登録（車両）番号並びに交通違反の日時、場所、違反の内容及び同乗者の情報、切符番号、免許証番号、運転免許交付処分の処分庁及び不服申立ての相手先が記載されている。これらの情報は、3（3）アで検討したとおり、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であり、また異議申立ての理由が分かる記述であることから、条例第7条第2号前段又は後段に該当する個人情報である。また、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

次に、諮問実施機関は、それらの文書に記載された交通違反の現認時の状況や現認の場所、取り調べの状況（以下「本件交通違反に係る記述」という。）について、条例第7条第4号に該当する旨主張している。

諮問実施機関の説明によると、本件交通違反に係る記述は交通取締りに係る捜査の手法、技術、体制等に係るものであり、これを公にすると、実施機関の活動内容を分析し、取締りを逃れるための対抗措置をとられ、交通違反を不当に免れる危険運転を誘発し、若しくは助長するおそれがある又は検挙の対象とならない交通違反が増加するおそれがあるなど、交通違反の取締りに影響を与え、その結果、道路交通における公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすこととなることである。

交通違反には、刑罰の対象となる行為と、刑罰の対象とならない行為があるが、この点について、事務局を通じ、諮問実施機関に確認したところ、両者の取締りの手法、技術、体制等は共通しているため、本件交通違反に係る記述を開示することは、すなわち刑罰を科せられる可能性がある行為の取締りの手法等を開示す

ることとなることから、捜査に支障を及ぼすおそれがあるとのことであった。

交通取締りの現場においては、相手方が様々な手段を用いて取締りを免れようとする状況が想定される場所であり、本件交通違反に係る記述が公にされることにより、これらの者に有意な情報を提供することになるおそれは否定できない。

したがって、当該交通違反の取締りに係る情報は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められる。

これらのことから、不服申立てに対する意見書及び添付資料の一部については、条例第7条第2号及び第4号の不開示情報に該当するため、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成 27 年 2 月 12 日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成 27 年 3 月 19 日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
令和 3 年 3 月 24 日 (第 251 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3 年 4 月 23 日 (第 252 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3 年 7 月 2 日 (第 253 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3 年 8 月 3 日 (第 254 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3 年 10 月 1 日 (第 255 回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 3 年 12 月 1 日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い る め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
こ た に ま り 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授 (行政法)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	